

(1) 登録スケジュール・出場可能大会（日程は令和8年4月30日現在の予定）

令和8年度にチームがどのカテゴリーに所属するかを選択する

		中学校部活	地域クラブ	ヤングクラブ	SVユース
令和8年 4月	MRSチーム登録	いずれかに登録可能			

※選手は複数登録が可能

出場可能大会

		中学校部活	地域クラブ	ヤングクラブ	SVユース
令和8年 6月	三重県選手権大会	○※1・2	○※1・2	△※1・2	△※1
令和8年 7月	三重県総合体育大会	○※1・2	○※1・2	△※1・2	△※1
令和8年 8月	JOC選考対象はそれぞれのカテゴリーが選考対象				

出場大会選択時期

令和8年 秋	<p>1. 選手が令和9年度の中体連主催・共催大会・中学校部主催大会への出場を目指す場合は、今後どのチームで出場を目指すかを選択し、同大会の予選大会から、この時点で選択したチームで出場する。</p> <p>2. チームはMRS登録上、「中学校部活」、「地域クラブ」のいずれかのカテゴリーに登録しているチームとする。別紙2に定める民間クラブは「地域クラブ」に登録する。</p> <p>※「中学校部・中体連」主催大会に関しては、次のことは認めない。</p> <p>① 選手が大会毎にカテゴリーを超えて出場する。（例：地区予選はクラブチームで出場し、その上位大会は部活動チームで出場する）</p> <p>② 令和9年度にカテゴリー変更をすること。</p> <p>【例外】所属チームの休・廃部や転居、その他チーム所属が困難と認められる事態（例：コンプライアンス違反による被害を受けた場合の所属変更）等</p>
--------	--

出場可能大会（チームが中学校部・中体連主催大会を選択した場合）

- ① 令和8年度に限りヤングクラブ連盟加盟チームが三重県中学生新人大会に参加することも認められる。参加したヤングクラブ連盟加盟チームは、令和9年度の三重県選手権大会出場権は付与されない。その際は次点の中学校部活・地域クラブチームにその権利を与える。
- ② ヤングクラブ・SVユースチームについては入部時点でセレクションを行っている「選抜チーム」は出場できない（民間クラブを含む地域クラブは認定要件として「選抜チーム」は認めていないこととする。）。

新年度登録選択

		中学校部活	地域クラブ	ヤングクラブ	SVユース
令和9年 4月	MRS <u>チーム登録</u>	いずれかに登録可能			

※選手は複数チームに登録することはできない

出場可能大会

		中学校部活	地域クラブ	ヤングクラブ	SVユース
令和9年4月以降	協会中学校部主催大会	○	○	× _{※4}	× _{※4}
令和9年4月以降	中体連主催大会	○ _{※3}	○ _{※3}	×	×

- ※1. 令和7年度内に**県中体連申請・認可済みのクラブチーム**は出場可能（選手に関しては入部時点でセレクションなどの選考をした「選抜チーム」ではないこと）
- ※2. 行政が認めた**地域認定クラブ（地域移行クラブ）**並びに協会が認めた**民間クラブ（別紙2）**は出場可能
- ※3. 令和8年度内に**県中体連申請・認可済みのクラブチーム**は出場可能（令和9年度「地域クラブ」として登録すること）（選手に関しては入部時点でセレクションなどの選考をした「選抜チーム」ではないこと）
- ※4. 各地区・各支部大会は主催者の基準により出場判断を行うが県大会以上への出場権は得られない。

(2) (一社) 三重県バレーボール協会が認める民間クラブ要件

1. 活動日程や時間数が適切であること。
 - A) 一週間当たりの活動が5日を超えていない。
 - B) 平日の活動時間は、学校における選手（生徒）の教育活動などに支障をきたさない程度とし、その目安は2時間程度であること。
2. 『教育活動』や『青少年の健全育成』、『プレーヤーズセンタード』の理念を持ったチームであること。
3. インターネットやSNSで活動の状況を広く周知していること。
4. 選手募集は学年・性別などの条件以外の制限を設けず、入部の時点でセレクションをしていない（選抜チームではない）こと。
5. 常に指導に当たり大会参加の際に監督として関わる指導者がJSPO コーチ1以上を保有していること。
6. 常に指導に当たり大会参加の際に引率者として関わる指導者がJVA公認審判員C級以上かつJSPOコーチ1以上を保有し、大会の審判員として活動ができること。また、大会当日の審判の任に当たる際は公認審判員を証するワッペンを着用し、JSPOコーチ登録証を携行すること。なお、それぞれの資格に関して、令和11年度以降は資格保有を条件とし、令和8・9・10年度は暫定期間として資格取得期間とする。その間の大会参加の際は、チームの責任において公認審判員の資格を保有する者を帯同すること。JSPO資格に関しては、令和10年度に資格登録者として認定され、同年度に登録証及び認定証の交付を受ける者とする。
7. 指導者は大会当日の役員だけでなく、開会準備期間に催される諸会議に参画できること。また、中学校部や中体連組織の役員や各委員会の役職に就けること。
8. チームの指導者はJVAやJSPO、(一社)三重県バレーボール協会により制裁を受けたチーム・指導者や、JVAコンプライアンス規程に抵触したチームや指導者でないこと。
9. その他、公序良俗に反する行為を行っていないチーム並びに指導者であること。
10. 上記の要件は、今後の部活動地域移行の情勢やJVA、日本中学校体育連盟、その他競技団体の対応等に伴い、変更される余地があることを十分に理解しているチームであること

以上の規定を令和8年4月30日に設ける。

本要件の改廃については(一社)三重県バレーボール協会中学校部の検討会議を経て(一社)三重県バレーボール協会の上を承を得ることとする。